

佐久市脱炭素シナリオ検討調査事業委託業務仕様書

1 業務名

佐久市脱炭素シナリオ検討調査事業委託業務

2 目的

佐久市では、平成30年3月に策定した第二次環境基本計画に、佐久市地球温暖化対策実行計画区域施策編を包含し、温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）を2027年度に2013年度比で21%削減、2030年度に26%削減を目標として、温暖化対策を進めてきた。

令和元年12月に長野県が気候非常事態を宣言し、国においても令和2年10月に菅総理が2050年カーボンニュートラルを表明するとともに、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で46%の削減を目指すこととしている。

本市においても、市議会と共同で、令和元年東日本台風から1年となる令和2年10月12日に気候非常事態を宣言し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指した取組を進めていくことを表明した。

本業務では、本市における2050年度の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すために、温室効果ガス排出量等の調査、及び排出量の将来推計を実施する。また、将来像、脱炭素シナリオの作成や、削減目標、再生可能エネルギー導入目標を設定し、その実現に向けた施策の検討、ロードマップの作成を目的とする。

3 業務内容

(1) 区域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組の現状把握（部門別も含む）及び地域経済の循環構造分析と地域課題の把握に向けた基礎調査

調査項目

- ア 温室効果ガス排出及びエネルギー消費の現状
- イ 再生可能エネルギーの導入状況
- ウ 温室効果ガス削減のための取組（森林吸収分に関する調査を含む）
- エ 地域経済の循環構造分析
- オ 地域課題の把握

(2) 2050年度までの温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の推計値調査（中間地点を設定し、部門別に、BAU*及び削減対策パターンとその効果を反映した排出量を推計）

*BAU 現在の地球温暖化対策を継続した場合の排出量

(3) (2)の推計値を踏まえた地域の将来ビジョン、脱炭素シナリオ及び温室効果ガス削減目標の作成

(4) 区域における再生可能エネルギー導入ポテンシャルや将来のエネルギー消費、他地域との連携を踏まえた、地域の特色を生かした再生可能エネルギーの種別ごとの導入目標の

設定

(5) 地域の自然的・経済的・社会的な特性や解決すべき課題を踏まえ、(3) 及び(4) を実現するために、将来ビジョンや再生可能エネルギー導入目標との繋がりを明確にした、必要な政策及び指標の検討と 2050 年度を見据えたロードマップの作成、並びに重要な施策に関する構想の作成（区域全体への水平展開を見据えた再生可能エネルギー導入のビジネスモデル創出に向けた実現可能性調査を含む）

(6) 目標の設定及び進捗管理について、地域の合意形成を図るための会議の開催支援

(7) 報告書等の作成

上記(1)から(6)の結果をとりまとめ、業務報告書を作成する。

本業務委託の成果品は、次のとおりとする。

ア 佐久市脱炭素シナリオ検討調査結果報告書

イ 佐久市脱炭素シナリオ検討調査結果報告書 概要版

ウ その他、調査上作成した関連資料

印刷した成果品（報告書 50 部、概要版 100 部）及び電子データ（CD-R 又は DVD-R・正本 1 枚、副本 1 枚）を納品すること。

原則、電子データは、編集可能なデータ形式（word、excel、又は power point）とし、それ以外のデータ形式については、市と協議すること。

(8) 会議資料の作成

地域の合意形成を図るための会議を行う際の資料作成を行う。

(9) その他

前項(1)～(8)に付帯する業務

4 履行期間

契約締結の日から令和 4 年 1 月 7 日（金）まで

5 履行場所

監督員が指定する場所

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再請負の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者（再請負を受けた者も含む。）は、本業務の実施に関して知り得た情報を他に漏

らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、請負業務終了後も同様とする。

(3) 個人情報の取得・保護・管理について

個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失を生じないこと。

(4) 所有権・著作権について

成果品が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

また、他者の所有権や著作権を侵す可能性がある場合は、受託者が解決すること。

なお、成果品に関する一切の著作権は、市に帰属するものとする。

7 検査

本業務は、成果品を納品し、市の検査合格後完了とする。

また、業務完了後においても、受託者の責任による業務上の瑕疵が発見された場合は、市の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は全て受託者の負担とする。

8 事業費限度額と支払い方法

事業費限度額は、9,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務の規模を示すものであることに留意すること。

また、本業務は、本業務に係る本年度予算が本市の議会において議決されることを前提に事業執行となるものである。

なお、本業務の支払いは業務完了検査終了後、請求書に基づき、一括して支払うこととする。

9 その他

(1) 本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行う。

ただし、本市が所有し業務に利用できる資料は貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、業務完了時に返却をすること。

(2) 本業務は、環境省「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業のうち、2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業）」の交付を受けて実施するものであるため、受託者は同補助事業について十分把握したうえで受託事業を行うとともに、同補助事業に関連する事項について、善意を持って協力すること。

(3) 「第二次佐久市総合計画」、「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第二次佐久市環境基本計画」等、本市の計画を熟読し、本業務と整合性を図ること。

(4) 関係法令等を遵守すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、双方協議の上、指示に従うこと。